

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び  
特定建築物の所有者の判断の基準案に関する意見の募集について

平成24年10月9日  
経済産業省、国土交通省

この度、経済産業省及び国土交通省では、民生部門のエネルギー消費の削減及び地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準について、現行のエネルギー基本計画（平成22年6月閣議決定）に基づき、住戸又は建築物の全体のエネルギー消費量による基準に見直す予定です。

つきましては、別添の「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案」について下記のとおり、ご意見を募集いたします。

《意見募集要領》

■意見募集対象

「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案」（別紙1）

※ 住宅及び建築物の省エネ基準の見直しに関する過去の検討内容については、国土交通省ホームページで公表しております。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204\\_handan01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_handan01.html)

■意見募集期間

平成24年10月9日（火）～平成24年11月7日（水）（必着）

■意見送付方法

別紙2の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス：[teitanso@mlit.go.jp](mailto:teitanso@mlit.go.jp)

※電子メールの件名を『エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案に対する意見』とし、送付はテキスト形式としてください。

(2) FAX の場合

FAX 番号：03-5253-1629

「国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当」 宛

※FAX 文面において、『エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案に対する意見』と明記してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

「国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当」宛

※封筒の表に『エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準案に対する意見』と明記してください。

■注意事項

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

いただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを御承知おきください。

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅生産課

(代表) 03-5253-8111 (内線 39464, 39465)